電子メールによる申請受付について

佐久広域連合消防本部では、行政手続きの効率化を図るため、消防法及び火災予防条例に基づく各種手続き(申請、届出)の電子メールによる受付を行っています。 以下の注意事項を確認の上 yobou_shinsei@areasaku.or.jp へ送信してください。

1. 電子メールによる申請が可能か確認

- ・電子メールによる受付をしている申請の確認は 「各種申請届出様式」をご確認ください。 (様式名称に★が付いている手続きのみ電子メールでの申請が可能です。)
- ・電子メールでの受付可能としている手続きであっても、以下の場合は管轄消防署(消防本部)の窓口へ提出して下さい。(電子メールでの申請ができない場合)
- ①副本を必要としている場合
- ②添付資料の合計枚数が10枚を超える場合
- ③審査や、日程調整等の協議が必要となる場合
- ・電子メールでの申請が可能か迷った場合は消防本部(消防署)へご確認ください。

2. 電子メール送信時の注意事項

- 電子メールの件名に「申請(届出)書の名称、施設の名称」を記載してください。
- ・申請書、添付書類に不備事項があった場合に管轄署から連絡(TEL、メール)することがありますので、担当者の氏名及び連絡先を本文に記載して下さい。
- ・添付ファイルはPDF形式とし、容量は10MB以下としてください。
- トラブル防止のためメール配信確認、開封確認機能をご活用ください。

送信例



電子メールによる申請の注意事項

- 申請メールに不備が無ければ正常に受信した旨の返信メールが届きます。
- ・電子メールでの受付対象外の申請や、送信時の注意事項が記載されていない場合は申請を受理できませんのでご注意ください。
- ・消防本部での電子メール受信となりますので、平日夜間や休日、災害出動状況によっては翌開庁日以降のメール開封、返信となります。

メール申請受付可能な届出 一覧

HPでの分類・番号

1予防関係(消防法)

- 【1】防火•防災管理者関係
 - 1 消防計画作成(変更)届出書
 - 2 防火・防災管理者選任(解任)届出書
 - 4 管理権限者変更届出書(特例認定対象)
- 【2】統括防火·防災管理者
 - 1 全体についての消防計画作成(変更)届出書
 - 2 統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
 - 3 自衛消防組織設置(変更)届出書
- 【3】その他申請書
 - 1 代表者氏名•名称•用途変更届出書
 - 2 消防訓練実施報告書
 - 3 防火対象物休業・廃業届出書

2予防関係(条例)

- 2 炉・厨房・ボイラー等火気使用設備 設置届出書
- 3 急速充電·発電·変電·蓄電池 等 設備設置届出書
- 4 ネオン管等 設備設置届出書
- 5 水素ガスを充填する気球の設置届出書
- 9 禁止行為解除承認申請書
- 10 火災予防上必要な業務に関する計画提出書

6危険物関係

- 【4】廃止、譲渡引渡 等
 - 1 危険物製造所等 廃止届出書
 - 3 危険物製造所等 譲渡引渡届出書
 - 4 品名、数量、倍数変更届出書
 - 5 維持管理の補修等に係る 資料提出書
- 【6】予防規程、保安監督者等
 - 2 危険物保安統括管理者選任・解任届
 - 3 危険物保安監督者選任・解任届
 - 5 資料提出書(予防規程用)
 - 7 製造所等設置者•名称等変更届

【8】少量危険物、指定可燃物

- 1 少量危険物・指定可燃物取扱(廃止)届出書
- 2 圧縮アセチレンガス貯蔵取扱い(廃止)届出書

7煙火関係

3 煙火打上・仕掛け届出書

8液化石油ガス

3 圧縮アセチレンガス等貯蔵、取り扱い(廃止)届出書